行 丁目2番20号 発 行 日 (火曜日・金曜日)

月 次

告 示				ページ
○県統計調査の実施 (4件)	(統	計	課)	1
○高知県地域医療構想の策定	(医療	家政策	(課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通				
知	(治山	山林道	道課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係				
る通知の掲示 (3件)	(")	4
○国土調査の成果の認証	(用均	也対領	(課)	4
○道路の区域変更	(道	路	課)	5
○道路の供用開始	(")	5
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地				
の変更の承認	(会計	十管理	里課)	5
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止	(")	5
公 告				
○開発行為に関する工事の完了	(都市	計画	画課)	5
高知県公安委員会告示				
○技能検定員審査及び教習指導員審査の第	実施			5
監査公表				
○監査の結果に関する報告に基づく措置	洁果			7
高知県人事委員会規則				
◎高知県職員の配偶者同行休業に関する舞	規則の)一音	邪を改	ζ
正する規則				8
高知県内水面漁場管理委員会公告				
○平成29年における増殖目標量、期間等				10
告示				
高知県告示第665号				
同邓东古小弟000万				

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県子どもの生活実態調査(小学1年生の保護者)

2 調査の目的

県内の小学生、中学生、高校生及び高等専門学校生並びにそ の保護者にアンケート調査を行い、県内の厳しい環境にある子 どもの実態を明らかにし、今後の本県の子どもの貧困対策のあ り方や施策を検討していくうえでの基礎資料を得るため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 世帯

(3) 属性

小学1年生の保護者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 子どもの性別及び誕生年月
- イ 回答者の子どもからみた続柄
- ウ 父母の婚姻状況及び同居の家族数
- エ 住居の状況
- オ 子どもが通った保育施設、教育機関等
- カ 子どもと父母の健康状態
- キ 子どもの普段の生活、食事及び学習について
- ク 父母の就業状況及び学歴
- ケ 家庭の経済状況
- コ 子どもと家族の関係
- サ 地域との関係
- シ 同答者の相談先
- ス 回答者の子どものころの体験
- セ 支援制度の利用状況
- (2) その基準となる期日

回答日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約5,500世帯

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が学校及び市町村教育委員会並びに民間事業者を経由し て報告を求める。

(2) 調查方法

学校が配布した調査票を郵送回収し、又は学校及び市町村 教育委員会が取りまとめ、民間事業者が訪問回収する。

7 報告を求める期間

平成28年12月15日から平成29年1月中旬まで

高知県告示第666号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

高知県子どもの生活実態調査(小学5年生及びその保護者)

2 調査の目的

県内の小学生、中学生、高校生及び高等専門学校生並びにそ の保護者にアンケート調査を行い、県内の厳しい環境にある子 どもの実態を明らかにし、今後の本県の子どもの貧困対策のあ り方や施策を検討していくうえでの基礎資料を得るため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

世帯

(3) 属性

小学5年生及びその保護者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 子ども

- (ア) 物品の所有状況
- (イ) 友達や家族について
- (ウ) 普段の生活について
- (エ) 食事や健康について
- (オ) 学校や勉強について
- (カ) 悩みや困っていることについて
- イ 保護者
- (ア) 子どもの性別及び誕生年月
- (イ) 回答者の子どもからみた続柄
- (ウ) 父母の婚姻状況及び同居の家族数
- (エ) 住居の状況
- (オ) 子どもが通った保育施設、教育機関等
- (カ) 子どもと父母の健康状態
- (キ) 父母の就業状況及び学歴
- (ク) 家庭の経済状況
- (ケ) 子どもと家族の関係
- (コ) 地域との関係
- (サ) 回答者の相談先
- (シ) 回答者の子どものころの体験
- (ス) 支援制度の利用状況
- (2) その基準となる期日

回答日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約5,800世帯

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が学校及び市町村教育委員会並びに民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

学校が配布した調査票を郵送回収し、又は学校及び市町村 教育委員会が取りまとめ、民間事業者が訪問回収する。

7 報告を求める期間

平成28年12月15日から平成29年1月中旬まで

高知県告示第667号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称

高知県子どもの生活実態調査(中学2年生及びその保護者)

2 調査の目的

県内の小学生、中学生、高校生及び高等専門学校生並びにその保護者にアンケート調査を行い、県内の厳しい環境にある子どもの実態を明らかにし、今後の本県の子どもの貧困対策のあり方や施策を検討していくうえでの基礎資料を得るため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

世帯

(3) 属性

中学2年生及びその保護者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 子ども

- (ア) 性別、誕生年月、身長及び体重
- (イ) 物品の所有状況
- (ウ) 友達や家族について
- (エ) 普段の生活について
- (オ) 食事や健康について
- (カ) 学校や勉強について
- (キ) 悩みや困っていることについて

イ 保護者

- (ア) 回答者の子どもからみた続柄
- (イ) 父母の婚姻状況及び同居の家族数
- (ウ) 住居の状況
- (エ) 子どもが通った保育施設、教育機関等
- (オ) 子どもと父母の健康状態
- (カ) 父母の就業状況及び学歴

- (キ) 家庭の経済状況
- (ク) 子どもと家族の関係
- (ケ) 地域との関係
- (コ) 回答者の相談先
- (サ) 回答者の子どものころの体験
- (シ) 支援制度の利用状況
- (2) その基準となる期日

回答日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約6,300世帯

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が学校及び市町村教育委員会並びに民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

学校が配布した調査票を郵送回収し、又は学校及び市町村 教育委員会が取りまとめ、民間事業者が訪問回収する。

7 報告を求める期間

平成28年12月15日から平成29年1月中旬まで

高知県告示第668号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県子どもの生活実態調査(高校2年生及び高等専門学校2年生並びにその保護者)

2 調査の目的

県内の小学生、中学生、高校生及び高等専門学校生並びにその保護者にアンケート調査を行い、県内の厳しい環境にある子どもの実態を明らかにし、今後の本県の子どもの貧困対策のあり方や施策を検討していくうえでの基礎資料を得るため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

世帯

(3) 属性

高校2年生及び高等専門学校2年生並びにその保護者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 子ども

- (ア) 性別、誕生年月、身長及び体重
- (イ) 物品の所有状況
- (ウ) 友達や家族について
- (エ) 普段の生活について
- (オ) 食事や健康について
- (カ) 学校や勉強について
- (キ) 悩みや困っていることについて

イ 保護者

- (ア) 回答者の子どもからみた続柄
- (イ) 父母の婚姻状況及び同居の家族数
- (ウ) 住居の状況
- (エ) 子どもが通った保育施設、教育機関等
- (オ) 子どもと父母の健康状態
- (カ) 父母の就業状況及び学歴
- (キ) 家庭の経済状況
- (ク) 子どもと家族の関係
- (ケ) 地域との関係
- (コ) 回答者の相談先
- (サ) 回答者の子どものころの体験
- (シ) 支援制度の利用状況
- (2) その基準となる期日

回答日現在

- 5 報告を求める者
 - (1) 数

約6,700世帯

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が学校及び民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

学校が配布した調査票を郵送回収し、又は学校が取りまとめ、民間事業者が訪問回収する。

7 報告を求める期間

平成28年12月15日から平成29年1月中旬まで

高知県告示第669号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき、第6期高知県保健医療計画の一部として、高知県地域医療構想を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この高知県地域医療構想の全文は、高知県健康政策部医 療政策課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供す ス

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 構想の基本的な考え方

(1) 構想策定の趣旨

現在日本では、人口減少や高齢化が急速に進展しており、 平成37 (2025) 年には、「団塊の世代」が75歳以上となり、 人口の3割以上が65歳以上となる超高齢社会を迎えることと なります。

こうした中、今後、急激な医療・介護のニーズの増大が見込まれており、その中で医療や介護が必要な状態となった全ての県民が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、その地域でバランスの取れた医療・介護サービスの提供体制を構築することが課題となります。

このような課題を踏まえ、本県においては、改正された医療法に基づき、将来の各地域の医療・介護のニーズに応じた、医療資源の効率的な配置と、医療と介護の連携を通じて、より効果的な医療提供体制を構築するため、「地域医療構想」を策定するものです。

(2) 構想の基本理念

地域医療構想については、日本一の健康長寿県構想の目指 す姿、保健医療計画の基本理念の考え方に基づき、策定を行 います。

ア 日本一の健康長寿県構想(第3期)の目指す姿 「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続 けることのできる高知県」

イ 保健医療計画の基本理念

「県民誰もが安心して医療を受けられる環境づくり」

2 構想の項目

- (1) 基本的事項
- (2) 高知県の現状
- (3) 構想区域の設定
- (4) 将来の医療需要及び必要病床数の推計
- (5) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策
- (6) 地域医療構想策定後の推進体制及び役割
- (7) 各構想区域の状況

3 構想区域

医療法第30条の4第2項第7号に規定する区域(構想区域) 及び中央区域内におけるサブ区域を次のとおり設定しました。

	構想区域					
区域	市町村数		構反	戈市町村		
安芸区域	9 (2市 4町 3村	室戸市 田野町 西村	安芸市 安田町	東洋町北川村	奈半利 ^田 馬路村	丁 芸

中央区域	14 (5 市 7 町 2 村	高知市 南国市 土佐市 香南市 香 美市 本山町 大豊町 土佐町 大川 村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知 町 日高村
高幡区域	5 (1市) (4町)	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町
幡多区域	6 (3市 2町 1村)	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月 町 三原村 黒潮町

	サブ区域(中央区域内)			
区域	市町村数	構成市町村		
物部川サブ区域	(3市)	南国市 香南市 香美市		
嶺北 サブ区域	4 (³ 町)	本山町 大豊町 土佐町 大川村		
高知市サブ区域	1 (1市)	高知市		
仁淀川サブ区域	6 (1市 4町 1村	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村		

4 将来の医療需要及び必要病床数の推計結果

医療法第30条の4第2項第7号に規定する病床の機能区分ご との平成37(2025)年の病床数の必要量を次のとおり定めました。

医療機関		1 // (-)	平成37 (2025) 年 医療需要 (病床数)	
所在 地	<i>区が</i> 机灰化	医療機関所在地ベース	患者住所地ベース	(2025)年 必要病床数

	高度急性期	0 (10未満)	57	0
	急性期	89	199	199
安芸	回復期	142	268	205
	慢性期	119	225	225以上
	小計	350	749	629以上
	高度急性期	734	629	834
	急性期	2, 328	2, 065	2, 065
中央	回復期	2, 669	2, 373	2, 493
	慢性期	3, 592	3, 370	3,370以上
	小計	9, 323	8, 437	8,762以上
	高度急性期	21	66	0
	急性期	158	265	265
高幡	回復期	170	284	227
	慢性期	186	269	269以上
	小計	535	884	761以上
	高度急性期	57	88	6
	急性期	273	331	331
幡多	回復期	312	361	361
	慢性期	387	402	402以上
	小計	1, 029	1, 182	1,100以上
	高度急性期	812	840	840
	急性期	2, 848	2,860	2, 860
県計	回復期	3, 293	3, 286	3, 286

慢性期	4, 284	4, 266	4,266以上
小計	11, 237	11, 252	11,252以上

慢性期医療の提供体制等のあり方については、現状では慢性 期医療を入院医療と在宅医療とに明確に区分することは難しい ため、国が示す算定方法による慢性期機能の必要病床数は 4,266床となりますが、本構想においては4,266床以上と定めま す。

- 5 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策 地域医療構想を実現するため、以下の3つの方針に基づき、 施策の方向性を示します。
- (1) 病床機能の分化及び連携の推進
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実
- (3) 医療従事者の確保・養成
- 6 地域医療構想策定後の推進体制
- (1) 地域医療構想調整会議

医療法第30条の14に基づいて、構想区域ごとに地域医療構 想調整会議を設置し、医療関係団体、医療関係者、医療保険 者、市町村その他関係者と地域医療構想の実現に向けて協議 を行います。

(2) 中央区域調整会議部会

中央区域調整会議については、日常的な医療を中心とした 議論や合意形成を進めていくため、構想区域におけるサブ区 域の設定と同様に、調整会議内に4つの部会(仁淀川部会、 高知市部会、嶺北部会、物部川部会)を設置します。

(3) 地域医療構想調整会議連合会

高知県の特殊事情として、中央区域への患者流入が多数あり、病床に係る協議は各区域では完結しないため、調整等の場として連合会を設置します。

高知県告示第670号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月農林水産省告示第107号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第671号

平成28年10月高知県告示第576号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を梼原町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町初瀬本村23番地

イ 氏名

河野 喜好

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月農林水産省告示第67号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第672号

平成28年10月高知県告示第577号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所

東京都狛江市西和泉二丁目1番407号

イ 氏名

奈良 千賀

(2)ア 登記簿記載の住所

安芸市本町四丁目2番5号

イ 氏名

畠山 和之

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保

安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月農林水産省告示第69号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第673号

平成28年10月高知県告示第591号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1943番地

イ 氏名

中平 初男

(2)ア 登記簿記載の住所

広島県安芸郡海田町東海田915番地

イ 氏名

成瀬 勇清

(3)ア 登記簿記載の住所

岡山県倉敷市酒津1664番地3

イ 氏名

中野 盛政

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月農林水産省告示第135号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第674号

室戸市羽根町の一部地区、安芸市港町二丁目地区、香美市土佐山田町西又の一部地区、安芸郡芸西村久重及び和食の各一部地区並びに高岡郡日高村沖名の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 芸東森林組合
- (2) 安芸市
- (3) 香美市
- (4) 芸西村
- (5) 日高村
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 室戸市羽根町の一部

平成25年度及び平成26年度

(2) 安芸市港町二丁目

平成21年度及び平成22年度

- (3) 香美市土佐山田町西又の一部 平成26年度及び平成27年度
- (4) 安芸郡芸西村久重及び和食の各一部 平成25年度及び平成26年度
- (5) 高岡郡日高村沖名の一部 平成23年度及び平成24年度
- 3 成果の名称
- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (5) 日高村地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成28年12月9日

高知県告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成28年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国野市
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市後夕271番2地		前	7. 0	87
南国市大埠 1640番38╛		後	11. 5	87

高知県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年12月9日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字アド 102番1地先から 吾川郡いの町長澤字アド 102番1まで	102	平成28年12月 9 日
吾川郡いの町長澤字アド 193番1	90	平成28年12月 9 日

高知県告示第677号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

高知市南はりまや町一丁目1-1

株式会社四国銀行

取締役頭取 山元 文明

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市桟橋通一丁目1-1

株式会社四国銀行潮江支店

(変更後) 高知市桟橋通三丁目31-3

株式会社四国銀行潮江支店

3 変更承認年月日

平成28年11月21日

高知県告示第678号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則 (昭和39年高知県規則第28号)第4条第6項において読み替えて 準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

高知市南はりまや町一丁目1-1

株式会社四国銀行

取締役頭取 山元 文明

- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称 高知市桟橋通三丁目26-8 株式会社四国銀行潮江南支店
- 3 廃止年月日 平成28年11月18日

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年12月9日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年 6 月17日 28高東土第599号	(第2工区) 長岡郡本山町本山字 銀杏ノ木1057番1ほ か	長岡郡本山町本山 504 本山町長 今西 芳彦

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第27号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び 教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施 する。

平成28年12月9日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及 び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動

гC

账

車免許等」という。)

- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普 通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」 という。)
- (2) 審査の期日

平成29年1月16日 (月) から同月27日 (金) まで (土曜日 及び日曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会 に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許を除る。)に係る運転免許が表現があること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。
 - ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
 - イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
 - ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
 - エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
 - オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又 は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 - カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又

は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車免 等、動車が 事事が 事事が 事事が 定第の 免許の を	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転 に必要な技能についての運 転免許試験をいう。以下同 じ。)の方法に準じて行う ものとし、その合格基準 は、90パーセント以上の成 績であること。
能検定に関する技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車 免許等、普通	教則の内容となっ ている事項	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格
自動車免 許及で第一を 免許の を 発力を に 関する	自動車教習所に関 する法令について の知識	基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
識	技能検定の実施に 関する知識	面接試験又は論文式の筆 記試験により行うものと し、その合格基準は、それ
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	ぞれ95パーセント以上の成 績であること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能検定 に関する	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、90パーセント以上の 成績であること。
技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

大型 車 免 芸 に 関 き に り は り は り い き い き に り る し る し る し る し る り る る る り る る る る り る る る る	旅客自動車運送事業及び自動車運転 代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験により 行うものとし、その合格基 準は、95パーセント以上の 成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等				
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。				
計及5年 定第一種 免許の関 習に関す る技能	技能教習(自動車 の運転に関する技 能の教習をいう。 以下同じ。)に必 要な教習の技能	実技試験又は面接試験に より行うものとし、その合 格基準は、それぞれ80パー セント以上の成績であるこ と。				
	学科教習(自動車 の運転に関する知 識の教習をい う。)に必要な教 習の技能					
大車等自許定免習る型免・動子通免等車び一の関識動計通免特種教す	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 自動車教習所に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。				
のが減	教習指導員として	面接試験又は論文式の筆				

·C

	必要な教育につい ての知識	記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能教習	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
に関する 技能	技能教習に必要な 教習の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、80 パーセント以上の成績であ ること。
大型第二年 東第二年 東新 大 大 大 大 大 関 関 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査 (大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円)

イ 教習指導員審査 (大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

監 査 公 表

監查公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月9日

高知県監査委員

28高行管第195号 平成28年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について (通知)

平成28年9月9日付け28高監報第8号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 財務会計事務

(1) 指摘事項

指摘事項及び注意事項の多くは、管理職員等をはじめと する職員間での必要なチェックが不十分であったことや執 行管理が不十分であったこと及び財務会計事務についての 基本的な理解が不足していたことによるものと認められ る。

ついては、職員の財務会計に関する事務処理能力の向上 に努め、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の 更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

(2) 措置状況

改善に向けて、引き続き会計検査や日頃の支出審査等を 通じて、職員の知識の向上やチェック機能の強化を図ります。

また、会計事務の基礎研修や実務研修については、研修 回数を増やし、総務担当職員のみならず、契約事務や補助 金事務等の実務に携わる職員にも広く参加を呼び掛けると ともに、各所属での誤り事例を踏まえた内容とするなどし て研修の充実を図ります。

あわせて、契約事務や支出事務等で、契約書等の不備や 支出負担行為の遅延等の指摘が依然として見られることか ら、昨年作成した「契約事務のチェックシート」に加え、 本年3月に作成した「収入・支出事務のチェックシート」 などの支援ツールを管理職員等の研修をはじめ各種研修で 積極的に活用することなどにより、職員の事務処理能力の 向上、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更 なる強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 統計課

(1) 指摘事項

平成27年度高知県工業統計補完調査業務委託において、 指名競争入札で不落となった後の随意契約の際には見積り 前に相手方に見積限度額を示すものと錯誤して、予定価格 に基づく見積限度額を示していた。

(2) 原因又は理由

本調査の委託契約については、指名競争入札で不落となったため、最低価格の入札をした者と随意契約の交渉を行うこととなりましたが、その際には、予定価格の範囲内で随意契約をする必要があることから、見積の参考として見積限度額を示すものという誤った解釈をしていたものです

これは、「不調後に随意契約を行う場合の予定価格の公表時期は、随意契約成立後とする。」という契約事務についての基本的な認識が不十分であったことが原因です。

(3) 措置状況

契約にあたっては、高知県契約規則及び高知県会計事務 処理要領だけでなく、通達や通知を再確認するとともに、 会計管理課の実施する会計事務に関する研修について、総 務担当職員だけでなく、契約事務に携わる職員も参加させ るなど、契約・会計事務の基本を改めて徹底するととも に、適正な契約事務の執行に努めます。

2 食品・衛生課

(1) 指摘事項

平成27年度高知県簡易水道等施設整備事業費補助金において、交付決定額の減額に伴う支出負担行為の変更を平成28年4月になって平成27年12月25日に遡って行っていた。

(2) 原因又は理由

簡易水道等施設整備事業費補助金は、四万十市が実施する西部統合簡易水道国庫補助事業に対して5%の継ぎ足し補助を行うものです。

平成27年度補助金については、交付決定後、四万十市から事業計画変更申請もなく、平成28年1月に工事が完了し、2月に実績報告書が提出されましたが、その後、当該国庫補助事業のうち、国が実施する横瀬川ダム建設費の負担金額が変更され、全体事業費に変動があったことが判明しました。そのため、四万十市から変更申請を受けて処理する必要があると考えたため、完了以前の平成27年12月まで溯って処理したものです。

今回の不適切な事務処理については、市町村との綿密な 連携が十分に取れていなかったこと及び管理監督の立場に ある職員によるチェック機能が働かなかったことが原因と 考えています。

(3) 措置状況

今後は、市町村と密に連絡を取り合い、手続について周 知徹底を図っていきます。

また、職員全員に今回の指摘事項を周知し、補助金事務 についての基本的事項の再確認を行い、会計事務に携わる 職員の事務処理能力と意識の向上に努めるとともに、管理 監督の立場にある職員が、関係書類の確認を徹底すること により、適正な会計処理及び進行管理に努めます。

3 県民生活・男女共同参画課

(1) 指摘事項

平成26年度高知県市町村等消費者行政活性化事業費補助 金について、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求 めていなかったため、返還が必要であるにもかかわらず手 続が行われていなかった。

(2) 原因又は理由

消費者団体等への補助金について、補助事業者に消費税 仕入控除税額等の確定による補助金返還が必要な案件に該 当しないか確認し、金額の精査を口頭指示しておりました が、補助事業者からの報告がないまま、その後の確認を 怠っていたため、返還が必要であるにもかかわらず手続が 行われていなかったものです。

(3) 措置状況

補助金事務については、補助金交付要綱の規定に基づき、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告がされているかの確認を忘れないようにするとともに、補助金返還が必要な場合は速やかに事務処理を行うことを職員に周知徹底しました。

今後は、不適正な事務処理を防ぐため、進捗を管理する とともに、所属全体でのチェック体制を図り、再発防止に 怒めます

また、補助団体に対しても、制度について十分周知に努めます。

4 交通運輸政策課

(1) 指摘事項

平成28年3月31日にICカード「ですか」にチャージした料金について、同年6月に債権者から連絡があるまで未払に気付かず、平成28年度予算で支払っていた。

(2) 原因又は理由

「ですか」に料金チャージを行ったことを確認できる明 細書を取得していなかったため、管理簿への記載漏れに気 づくことができなかったことによるものです。

(3) 措置状況

「ですか」の販売窓口で現金チャージを行った際に明細書の発行を依頼し、検認者がその明細書をもとに管理簿へ記載するとともに、定期的に管理簿とチャージ明細書の確認を行う業務フローへと改善する措置を講じました。

5 観光政策課

(1) 指摘事項

平成24年度高知県映像コンテンツ撮影誘致事業費補助金について、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、返還が必要であるにもかかわらず手続が行われていなかった。

(2) 原因又は理由

平成26年度の行政監査において、平成24年度高知県映像コンテンツ撮影誘致事業費補助金について、補助事業者からの消費税仕入控除税額等の確定に係る報告の確認を徹底するよう指摘を受けたことから、平成26年11月に補助事業者に対して、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告書の提出を文書で依頼したところですが、その後の後追い確認を行っていなかったこともあり、実際には返還が必要であったにもかかわらず必要な手続が行われていませんでした。

こうした経緯を踏まえますと、「補助事業者に対する交付要綱の説明が不十分であり、かつ、交付時における確認行為を相手方に委ねていたこと」「後追い確認が行われていなかったこと」の大きく2つの要素が原因だと受け止めています。

(3) 措置状況

指摘のあった事項に対しては、適正な執行となるよう、 現在、補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業者に消費 税仕入控除税額等報告書の提出を求めるとともに、報告書 に基づき、返還の手続を行っているところです。

今後は、補助事業者に対して補助金交付要綱に基づいた 事業執行及び申請事務の順守について徹底するとともに、 特に消費税仕入控除税額等については、制度の説明と併せ て、確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。

また、監査での指摘事項については、ロ頭の指摘事項であっても、決裁を取って所属で共有するとともに、補助金事務については、会計管理局が作成した「収入・支出事務のチェックシート(補助金編)」を活用し、担当者とともに複数の職員で手順に沿った確認を行うことを徹底しませ

6 河川課

(1) 指摘事項

平成27年度に繰り越した平成26年度電源立地地域対策交付金について、繰越明許費の配当があった平成27年度当初に支出負担行為を行うべきところ、平成27年9月になって同年4月1日に溯って行っていた。

(2) 原因又は理由

上記交付金の繰越承認を行った後、平成27年度繰越明許費の配当があった時点で繰越明許費での支出負担行為を行うことを失念し、平成27年9月に支出負担行為決議書が未作成であることが判明したことから、同年4月1日に遡って支出負担行為決議書を作成したものです。

(3) 措置状況

河川課だけでなく部内課長会においても当該指摘事項について情報共有を図り、事務処理が適正に行われているか

どうか点検するよう指示しました。

今後は、担当者だけでなく管理監督の立場にある職員が 事業の進捗管理と併せて会計事務処理の状況について確認 を徹底し、適正な事務の執行に努めます。

> 28高教政第568号 平成28年10月24日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況の報告について 平成28年9月9日付け28高監報第8号で報告のありました定期 監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しま したので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項

機関名:高等学校課

(1) 指摘事項

平成27年度の高知県学習問題(国語)作成業務委託において、プロポーザル実施要領の資格要件に「高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。」と定めているにもかかわらず、名簿に登録されていない者と契約を締結していた。

(2) 原因又は理由

平成27年度の高知県学習問題(国語)作成業務委託の契約事務は、プロポーザル実施要領において資格要件を「高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。」と定めています。しかし、この委託契約時期が受託業者の会社組織の再編時期と重なっていたため、変更手続き申請中という回答を複数回受けながら、契約伺の段階で参加資格を満たしているかの確認を失念し、結果、資格要件を満たしていない事業者と契約を締結したものです。

なお、契約相手事業者は、現在資格者登録名簿に登録済みです。

(3) 今後の対応

指摘事項を厳しく受け止め、今後は、プロポーザルで契約 する場合の要件確認を確実に行ってまいります。また、会計 事務の執行にあたっては、関連する法令等を確認しながら進 めるとともに、複数の職員によるチェックや管理職員による 指導を徹底し、適正な執行に努めます。

人事委員会規則

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月9日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第35号

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正 する規則

高知県職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年高知県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第3条の2 条例第6条第2項の人事委員会規則等で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第5条において同じ。)の条例第5条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第4条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第5条中「(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。) | を削る。

別記様式を次のように改める。

別配様式 (第2条関係)

配偶者同行休業承認申請書

(1:	任命権者)	様	ф€		申請年月日_			
	配偶者同行休 次のとおり 期間の延長	球 業 を申請し	ます。		所属 職名 氏名			
1	申請の区分		者同行		2から4まて 期間の延長)			己入する。
2	氏名							
申	職業等							
請に係	申請時の所属先等の 名称(所在地)	(
がる配	外国滞在事由	(
偶者	外国滞在中の所属分 等の名称 (所在地)	(
	外国滞在事由の継続 する期間	Ē	年	月	目から	年	月	日まで
3 }	職員及び配偶者の外国 帯在中の住所又は居所							
4	申請期間		年	月	目から	年	月	目まで
5	延長する期間		年	月	目から	年	月	日まで
		105			目から 延長の場合に		月	,,,,,,
	/++- + v	し当初の	配偶石	问仃怀	業の期間	年	月	日まで
	備考							
% ?	央裁欄 		1					
	主管課長		所属±	長経由:	欄			
, ,	所属長意見欄 上記のとおり進達します 年 月	•						

- 注 1 1欄は、該当するものの \Box に ν 印を記入する。
 - 2 期間の再度の延長を申請する場合には、2欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、 当該延長が必要な事情を記入する。
 - 3 3欄は、申請時点で未定の場合は、「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国 滞在中の住所又は居所を定めて、届け出る。
 - 4 6欄は、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間等)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要があると思われる事項を記入する。
 - 5 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び当該外国滞在事由の継続する期間を確認する ことができる書類を添える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成29年における増殖目標量、期間等について、平成28年11月30日に次のとおり決定したので公告する。

平成28年12月9日

高知県内水面漁場管理委員会会長 山本 幹男

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

	漁場名	魚種別の放流量							
漁業権番号		あゆ (kg)	うなぎ		こい	あまご	もくずがに		
			(kg)	(尾数)	(kg)	(kg)	(尾数)		
内共第501号	野根川水系	125	20	400	_	15	1,000		
内共第502号	西の川水系	30	10	200	_	15	1,000		
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	_	15	_		
内共第504号	奈半利川水系中発電 用魚梁瀬えん堤から 下流	200	40	800	_	25	3,000		
内共第505号	奈半利川水系中発電 用魚梁瀬えん堤から 上流	30	10	200	_	25	_		
内共第506号	安田川水系	200	40	800	_	15	3,000		
内共第507号	伊尾木川水系及び安 芸川水系	200	40	800	_	15	3, 000		
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	_	15	1,000		
内共第509号	物部川水系	300	70	1, 400	-	50	5, 000		
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	1, 400	_	25	3, 000		
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	_	_	_	125	_		

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	_	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2, 400	_	50	5, 000
内共第514号	新荘川水系	125	20	400	_	_	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	800	_	15	_
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	2, 400	I	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	20	400		15	3,000
計	17件	3, 125	680	13, 600	_	485	37, 000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成(河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等)

遡上・降下の助長(河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等)

増殖効果の改善(放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等)

資源動態の把握(遡上・産卵・流下稚仔量調査等)

漁場環境保全活動の推進(山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等)

- 3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。
- 4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、 1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混 入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにす ること。
- 5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。
- 6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること
- 7 増殖を行うべき期間は、平成29年1月1日から同年12月31日までとする。
- 8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。